

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（中間報告）

職務上請求システム 議事要旨

1. 日 時 令和7年12月19日（金）16:00～17:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

望月 千広 法務省民事局民事第一課長

伊良部 直 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

藤井 將人 デジタル庁国民向けサービスグループ e-Gov 班参事官補佐

石切山 真孝 デジタル庁国民向けサービスグループ 国家資格班企画官

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

手嶋 圭吾 福岡県水巻町企画課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

池田 敬之 総務省自治行政局住民制度課長

（伊良部 直 総務省自治行政局住民制度課課長補佐）

4. 議事概要

<法務省から別添資料に基づき説明。>

（不正請求の防止措置）

- ご説明のあった共通化の方法においては、申請者の氏名等が記入された請求書に士業者団体が電子署名を付与することで当該申請者が士業者であることを証明するという理解でよいか。例えば、弁護士会の場合、弁護士が「自分が弁護士である」という属性を証明できる電子証明書は通常保有していない。そのため、公的個人認証等を用いて弁護士個人を認証し、申請を受けた弁護士会が名簿を確認して「この者は確かに弁護士である」と確認する仕組みを念頭に置いている。具体的には、弁護士Aが請求した請求書に対し、弁護士会が秘密鍵で電子署名を付与することで、間接的に当該弁護士が弁護士であることを証明する。この理解で差し支えないか。

→ その理解で差し支えない。<法務省>

- 士業者団体は電子署名を付与するための電子証明書を、すでにどこかの認証局から発行してもらっているという理解でよいのか。
- 士業者団体によっては電子証明書を発行しているところもあれば、発行していないところ

ろもある。また、電子署名のシステム自体を未整備の団体も存在する。これは、請求利用件数の差異や、不動産登記で既に電子署名を利用しているかどうかに影響していると考えられる。<法務省>

- ・ 職務上請求が他の請求と異なる点は、請求者の資格確認のために請求書ごとに固有の番号が付されていることである。オンライン請求の場合も、この番号の一意性を担保するため、士業者団体による番号配布を含めた厳格な番号管理とセキュリティ対策が重要である。本団体としては、請求者の資格確認はもちろん、当該番号の執行情報を確認できる機能を実装し、オンライン化によって従来の事務が煩雑化・非効率化することがないよう、効果的かつ合理的なシステム構築を求める。

→ 現行の紙による請求では、士業者団体が通し番号を付与し、請求書を紛失した場合は、その番号を使用できないよう全国的に周知し、市区町村において該当番号が使用された場合は受け付けない対応を行っている。この確認作業に事務負担が生じているとの指摘と理解している。電子化されることで、紙の請求書における「何番の紙がなくなった」という事態はそもそも発生しなくなる。誰がどの番号で請求を行ったかが記録され、請求されたもののみが確実に残る仕組みとなるため、紛失の問題は解消されると考えている。

管理は、紙ではなく電子化された番号で行うことで、管理の効率化が進み、不正請求防止に一層つながると考えている。この観点から、引き続き検討を進める。例えば、短期間に大量の請求があった場合に市町村や士業者団体へ警告を発する機能や、士業者団体が必要に応じて当該士業者の請求を制御する機能の導入を検討している。<法務省>

(共通化の方法)

- ・ 職務上請求システムは希望する士業者団体が共同構築する想定か。
- 共同構築に限定されているわけではないが、今後のことを考えると、希望する士業者団体が共同で構築する方が、費用面でも合理的であり、現実的な進め方になるとを考えている。<法務省>
- ・ ご説明のあった共通化の方法は、職務上請求システムに「不正請求防止（電子署名付与等）」の機能と「電子申請+審査」の機能両方を持たせるもののように見受けられるが、「電子申請+審査」の機能を e-Gov に持たせるシステム構成はあり得るか。
- 第一に、不正防止機能を備えることが前提である。第二に、電子申請については、職務上請求システムに備わる電子申請機能の活用を基本としつつ、メール等で行うことも可能と考える。第三に、自治体の審査は、職務上請求が可能な内容であるか、目的・仕様が適正かを自治体の戸籍事務担当者が個別に確認することになるため、職務上請求システム側で完全な審査機能を持たせることは現実的には困難である。一方で、士業者団体において「明らかに目的外使用である」と判断できる場合に、それを排除する仕組みや、アラートを発する仕組みを設けることは可能であると考えている。

また、e-Gov に「電子申請+審査」の機能を持たせる案もあり得るとは思うが、士業者団体において検討が始まっている状況であり、士業者団体による構築を否定することは難しいというのが現時点での考え方である。<法務省>

- ・ 前回のヒアリングで、デジタル庁からは、「弁護士は、現時点で国家資格等情報連携・活

用システムの利用の予定なしと聞いている」と伺った。ご説明のあった共通化の方法は、弁護士を念頭に置いたものと思われるが、国家資格等情報連携・活用システムが利用可能となる他の7士業^{*}についても、この方法が合理的かどうかは、検討が必要ではないか。

例えば、国家資格等情報連携・活用システムを「電子申請＋審査」機能を持つe-Govと連携させ、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、市町村の審査前に、マイナンバー法に基づく情報連携を活用して、バックヤードで士業者団体が申請者の資格確認を行うことで、「不正請求防止」機能を付加することが考えられる。また、e-Govや国家資格等情報連携・活用システムの改修を伴わない方法としては、e-Govの「電子申請＋審査」機能を活用し、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、申請者にマイナポータルから取得したデジタル資格者証を添付させることで、士業者団体を経由せずに、士業者であることを証明する方法も考えられる。

現状では、紙の請求書を士業者団体に提出し、通し番号を付与することで、後に不正請求の有無を追跡・突合しやすくしていると理解している。一方、オンライン化により公的個人認証サービスを活用すれば、申請者が士業者本人であること、なりすましがないことを確認できる。これにより、後から裏付けを取ることが可能となる。そのため、現行のように請求書を士業者団体に提出する方式を維持せず、統一様式を示したうえで、当該統一様式で申請した人が申請者本人であるかを、申請の受け手である自治体が申請者の電子署名を署名検証することにより確認する方法も考えられる。現行方式を単純にオンライン化するのではなく、BPRの観点から合理化を図ることも可能であると考える。例示した方法を採用すべきという趣旨ではないが、士業者団体や市町村窓口の意見を踏まえ、検討を進めていただきたい。

- 国家資格等情報連携・活用システムの活用自体は否定されるものではない。これが資格者であることを確認する電子署名等と同様に、不正請求防止につながるのであれば、利用は可能であると考える。

他方で、士業者団体を関与させることは、不正防止措置において重要である。現在、士業者団体は団体内の自治として、研修を受講した者のみ販売を認める、請求内容を事後検証などの取組を行っている。このため、士業者個人が自ら士業者であることを証明できれば十分というわけではなく、団体による認証作業自体に不正防止措置としての意味がある。この観点から、士業者団体が「この者は職務上請求を行ってよい」と認証することに意義があると考えている。また、誰がいつどの程度請求しているかを士業者団体が振り返り確認できることも重要である。したがって、士業者個人による資格証明は極めて重要であるが、それに加えて団体による管理機能を確保することが、今回の基本的な考え方につながっている。<法務省>

- ・ 例示したe-Govや国家資格等情報連携・活用システムを活用する案に固執するものではないが、共通化の方法には複数のパターンが考えられる。最終的には自治体及び士業者団体の納得を得られる方法とすることが重要である。自治体及び士業者団体との議論の進め

* R6年度：社会保険労務士、R7年度：税理士・行政書士、R8年度以降：司法書士、土地家屋調査士、弁理士、海事代理士

方として、「いくつかのパターンを提示し、この案でよいかを問う」方法と、「この案で進めたいが賛否を問う」方法ではニュアンスが異なる。情報システムに係る整備及び運用等に要する費用と、士業者・士業者団体・自治体側の効果、BPRによる効果等を勘案し、複数案を公平に評価・検討し、分析を行ったうえで、関係者間の合意形成を図ることを求める。

(士業者団体・自治体の意見)

- ・ 資料の表現ぶりを見ると、業務・システムの共通化プロセスは約1,800の自治体と8士業者団体間の自主的調整となるように見受けられるが、それは現実的ではなく、法務省が主導すべきではないか。ある民間企業の調査では、正確性には留意する必要があるものの、職務上請求の全国での年間件数（推定）は350万件程度とされているなど非常に量がある。多くの事業者団体と自治体と協力して共通化を進めれば、非常に大きな効果が期待できる。よろしくお願ひしたい。
 - ・ 本団体としても、より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。そのため、市区町村との意見交換を十分に行っていただきたい。
 - ・ 職務上請求については現状、紙による請求のみであり、士業者による請求書の紛失が後を絶たず発生している。その都度、不正利用防止のための対策が自治体側に求められており、本システムの推進はその予防策の一助となることから、歓迎・期待する声は大きい。他方、本団体としても、システム構築に参画する士業者団体や利用する士業者の数が少なければ、システム整備にかかる費用対効果が乏しくなり、その結果、士業ごとに紙とオンラインの二重手続きが生じ、事務の流れや業務全体がさらに煩雑化する恐れがある。法務省において、自治体と士業者団体との調整を密に行い、請求にかかる手続きを請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。
 - ・ 最初の申請段階では電子と紙が混在する形になるとを考えている。その場合、自治体側としては事務の煩雑化につながる恐れがあるため、本団体としても、そのバランスを十分に精査し、各士業者団体との調整を行うことを求める。
- 自主的調整となれば、共通化は円滑に進むとは限らず、課題が生じる可能性があるため、現在、法務省では各士業者団体と意見交換を行っているが、自治体とも意見交換を十分に重ね、現実的な進め方を検討したい。<法務省>

(手数料)

- ・ 職務上請求システムの「電子申請+審査」の機能として、2031年に予定されている定額小為替の電子交換業務の廃止を見据え、手数料支払いの機能を有しているのか。
 - ・ 本団体としても、手数料はオンラインで決済を完結できる仕組みを構築することを求める。
- 手数料の取扱いは、システム上で決済できるようにすることが望ましい。現在、システム開発を検討している士業者団体に確認したところ、彼らとしても小為替でのやり取りが不要になる点にメリットを感じているとのことである。システムが構築されれば、オンライン

イン決済への移行が想定される。<法務省>

(戸籍証明書等の交付)

- ・ 資料P1下段の「③郵送」までデジタル完結することを見据えて、例えば法務省が所管している戸籍情報連携システムと連携して、トータルコストの最小化に努められないか。戸籍情報連携システムは、「氏名のフリガナ制度」や「広域交付」において、自治体の戸籍情報システムを補完する機能を有していると理解している。

- ・ 年間数千件にのぼる請求すべてに郵送対応することになれば、財政負担への懸念があるとの声があった。証明書等の電子交付が可能となる制度設計についても、ぜひ検討いただきたい。

→ 将来的にはあり得ると考えるものの、現時点では、戸籍証明書等を電子で交付されても、その証明書等を使う時に、紙で求められる場面が存在する。そのため、まずは、証明書等の交付は郵送で行うことを念頭に、取組を進めたい。

- ・ 各種証明書の電子化を進める流れは、例えば、納税証明書など他分野で見られる。中長期的には、日本全体が電子化の方向に進むことは間違いないため、共通化推進方針案を作成する際や今後の検討において、将来的な拡張性を確保することを検討いただきたい。

→ 承知した。ただし、現時点では、どの士業者団体がどのようなシステムを構築するかは具体的に決まっていない。また、証明書等の交付を電子化する際に、戸籍情報連携システムを利用するのか、それとも市区町村が保有する戸籍情報システムを利用するのか、さらには、これらのシステムを職務上請求システムと連携させる場合に必要なシステム改修の内容は何かなど、詰めるべき論点がある。そのため、現時点においては、具体的な検討を行える状況にないことはご理解いただきたい。

- ・ 証明書等の交付が郵送である点は遠からず課題として顕在化するため、各士業者団体との間で事前に論点として共有して、今後の検討に備えていただきたい。

- ・ 証明書等の提出先が紙での提出を求め続ける現状もあわせて変えていく必要があると考える。主たる証明書の提出先として、法務省はどの機関を大きな対象と想定しているのか。併せて、その提出先に対してどのようなアプローチが可能か、現時点での検討内容があれば教えてほしい。

→ ご指摘のような課題は士業者団体から聞いているものの、提出先については現時点では確認できていない。

- ・ 提出先への働きかけもゆくゆく必要になると思われる所以、今後把握頂き、共有してほしい。

以上